



一緒に暮らそう
この街で。



新婚世帯応援事業支援金

最大10万円の支援金を交付します

◆内容……婚姻後、新生活のために支払った経費の合計について上限10万円を支援します。

【対象経費】

- ・引っ越し費用 ・住宅取得費用 ・住宅リフォーム費用
- ・アパート等の賃料、敷金、礼金 等

◆対象者……以下の要件を満たす世帯が対象となります。

- ・令和6年1月1日以降に婚姻している。
 - ・婚姻日時点で夫婦ともに39歳以下である。
 - ・申請日時点で夫婦双方またはどちらかが松島町在住である。
- その他要件は町ホームページにてご確認ください。



松島町公式HP
新婚世帯応援事業

申請様式や事業の詳細については、町ホームページを確認いただくか、下記の問合先までご連絡ください。

〈問合先〉 松島町企画調整課

☎ 022 - 354 - 5702

✉ info@town.matsushima.miyagi.jp